

動物は愛情と責任をもって終生飼いましょう

毎年9月20日から26日までは「動物愛護週間」です。これを機会に、ペットなど私たちの身近にいる動物の愛護と管理について考えてみましょう。

問い合わせ 環境課 増田 ☎32609

- 日頃の備え**
- 鑑札、注射済票、マイクロチップ、迷子札の装着
 - 鳴き声やトイレのしつけ
 - 予防接種を受けておく
 - ペットの日用品の確保
 - 緊急時のペットの預け先の確保

災害時、あなたとペットは大丈夫？

動物の命を大切にすることは、当然のことです。ただかわいがるだけでなく、正しく飼養し、動物が人の生活・健康に害を与えたり、迷惑を掛けないように努めましょう。

災害が起こったときに最初に行うことは、飼い主自身や家族の安全確保です。しかし、ペットの安全確保についても、普段から考え、備えておく必要があります。

この機会に、家族で確認しましょう。

狂犬病予防注射の実施

狂犬病は、発症すると犬も人もほぼ100%死亡する恐ろしい感染症で、世界中で毎年5万人以上が亡くなっています。

犬を飼い始めたら30日以内に、次年度からは毎年4月1日から6月30日までに、狂犬病予防注射を実施しましょう。

犬の登録や住所変更、死亡時には届け出が必要です

犬を飼い始めたら30日以内に、市への登録が必要です。また次のようなときにも届け出が必要です。

- ▼住所や飼い主が変わったとき
- ▼飼い犬が死亡したとき

ただし、市外へ転出した場合には、転出先の市町村へ届け出が必要です。



猫は室内で飼いましょう

飼い猫を外に出すと、近隣のふん尿などによるトラブルや交通事故、猫のけんか、感染症などが起こる可能性があります。室内環境を整え室内で飼いましょう。



「犬の散歩「トイレ」ではありません」

排せつは、散歩の前に自宅で済ませる習慣をつけましょう。また、散歩のときは袋と水を持参し、排せつがあった際には、必ず後始末を行いましょう。

本年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、注射実施期間を12月末まで延長する措置を決定しました。

予防接種はかかりつけまたは最寄りの動物病院で、いつでも実施できます。まだ注射をしていない場合は、12月末までに必ず実施しましょう。

無責任な餌やりはやめましょう

野良猫によるふん尿などの被害を受けている人がいます。無責任に餌をやるだけでは、近隣の理解は得られず、猫そのものも嫌われてしまいます。餌をやるのであれば、管理すべき猫を特定し、不妊去勢手術をした上で、置き餌をせず、ふん尿などの始末を行うなど猫の適正な管理に努めましょう。

不妊去勢手術助成事業

市では、飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術費用を助成しています。不妊去勢手術目的の捕獲器の貸出も行っています。

▼対象者
市の講習会を受けた人で、市内在住または在勤の人

▼助成額
手術費（税込）の6割またはメス1万円、オス5千円のいずれか少ない額（先着順で予算に達し次第終了します）

▼問い合わせ
環境課 ☎(53)2609
または市ホームページで、『猫 不妊去勢』で検索してください。

放課後児童クラブ

令和3年度 申込受付開始

共働きや疾病などの事情により、保護者が昼間家庭にいない市内小学校に通う児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成や、保護者の仕事と子育ての両立を推進します。

問い合わせ 子ども子育て課 鈴木 ☎30071

開設日時	▶平日（登校日）＝下校時～午後6時15分▶土曜日＝午前7時30分～午後6時15分▶春・夏・冬休みや振替休校日＝午前7時30分～午後6時15分 *祝日、年末年始、お盆期間を除く。
申込方法	申込書に必要事項を記入し、就労証明書などの必要書類を添えて、子ども子育て課（さざんか内）へ提出
申込書類配布	9月25日金～11月6日金 *子ども子育て課、市民課相良窓口係、各放課後児童クラブで配布します。
保護者の就労などの条件	保護者には児童と同居（同一敷地内、隣接地を含む）する65歳未満の祖父母を含む ▶勤めの場合＝①月12日以上かつ終了時間が午後2時以降（新1年生）、午後3時以降（新2年生以上）、②午前7時30分～午後6時15分のうち5時間以上▶自営業・農業・漁業などの場合＝①事業主：月140時間以上の就労、②専従者：月100時間以上の就労など▶その他＝疾病がある、家族を介護しているなど *詳しくは配布時に確認します。
利用料	①平日は月額7,000円 ②夏休みのみ利用の場合は8,000円 ③春休み、冬休みのみ利用の場合は、それぞれ3,500円 ④土曜日は月額1,000円 *①～③で土曜日利用の場合、それぞれの利用料に1,000円追加。 *令和2年度の市民税非課税世帯または児童扶養手当受給者は、上記の半額となります。
受付期間	10月1日金～11月6日金（土、日、祝日を除く） 午前8時15分～午後5時（水曜日のみ午後7時まで）
備考	▶保育園などの入所申し込みで使用する就労証明書を併用可能。必要に応じてコピーを取っておくこと▶新規利用者は申込受付後、12月に面接▶申込者が定員を超えた場合は、児童の学年や保護者の就労時間、家族構成などを考慮して優先順位を決定（先着順ではない）▶受付期間以外は、特別な事情（転入、離婚など）がない限り、原則受け付けない

市内の放課後児童クラブ一覧

名称	開設場所	募集定員
静波放課後児童クラブ	静波1430番地1	60人
川崎放課後児童クラブ	川崎小学校内	60人
細江第1放課後児童クラブ	細江小学校体育館内	25人
細江第2放課後児童クラブ	細江1244番地5	45人
細江第3放課後児童クラブ	細江コミュニティセンター内	30人
細江第4放課後児童クラブ	細江小学校内	30人
勝間田放課後児童クラブ	農村の家（勝間田小学校敷地内）	35人
坂部放課後児童クラブ	坂部小学校内	30人
相良放課後児童クラブ	相良小学校内	65人
菅山放課後児童クラブ	菅山小学校給食棟内	25人
萩間放課後児童クラブ	萩間小学校内	35人
地頭方放課後児童クラブ	地頭方小学校内	35人
牧之原小学校放課後児童クラブ	牧之原小学校内	35人
榛原土曜日児童クラブ	静波1430番地1	20人
相良土曜日児童クラブ	相良小学校内	20人

*学区内に複数クラスがある場合、クラス分けの希望は受け付けできません。（川崎小・細江小・相良小）